

持続可能な循環型まちづくりの推進に関する協定書

掛川市（以下、「甲」という。）とアマタホールディングス株式会社（以下、「乙」という。）は、相互の連携によって、掛川市における持続可能な循環型まちづくりを推進するため、次のとおり、協定書（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の連携により、共有する目標である資源の循環及び市民・事業者等の行動変容が循環する持続可能な循環型まちづくりの推進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力するものとする。

- （1）資源の循環及び市民・事業者等の行動変容が循環するまちづくりに関すること
 - （2）循環型まちづくりにおける地域課題解決に関すること
 - （3）誰ひとり取り残されない包摂的な社会の実現に関すること
 - （4）ごみの減量化、おむつリサイクル等の再資源化をはじめ、焼却と埋立に依存しない地域内で循環する持続可能な社会の実現に関すること
 - （5）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 甲及び乙は、前項に掲げる事項に関する取組みを効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、具体的な事業の実施にあたっては、都度必要な協議及び契約の締結を行うものとする。
- 3 乙は、連携にあたって、乙の子会社を含めて連携するものとする。

（機密の保持）

第3条 甲、乙及び乙の子会社は、本協定に関して知り得た相手方の機密情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和5年5月15日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議の上、定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年5月15日

甲 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1
掛川市長 久保田 崇

乙 京都府京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町535番地
アマタホールディングス株式会社
代表取締役 末次 貴英